

## 平成20年度予算編成方針

近年、地方自治体を取り巻く地方財政制度は、地方財政健全化法の制定や新型地方交付税への移行など大きく変貌しております。

このような中、本市の財政状況は、合併直後の見通しでは、財政破綻をも余儀なくされる状況でしたが、平成18年度当初より本格的に推進している集中改革プランや、集中財政再建期間での更なる取り組みにより、長いトンネルの向こうに財政再建の明かりが見える状況となりました。

しかしながら、平成19年度の本市の歳入は、市税では税源移譲や税制改正などにより増収はあるものの、所得譲与税の廃止や地方特例交付金の大幅な減額で、ほぼ同額が減収となりました。また、地方交付税は、国の総額抑制措置の影響により大きく削減され、今後も回復は見込めないなど、引き続き一般財源の総額確保が難しい状況に変わりはありません。

一方、いかに財政が苦しくとも、今回の湯水から得た新たな教訓を含め、市民の安全と安心を確保するための基盤整備は、継続して計画的に実行しなければなりません。

そこで、私は、平成20年度予算は、全庁一体となって取り組んでいる集中財政再建期間の最終年を担う予算であることを念頭に置き、財政再建の明かりを見失わず更に大きくして財政再建を確実なものとし、持続可能な財政構造への転換を内外に発信したいと考えております。

また、地方分権の時代に即応したまちづくりを進めるにあたり、市民参加と協働は不可欠であり、市民と行政がお互いに知恵を出し合い、様々な情報を共有し、力を合わせて、まちを創っていかなければならないと考えております。

そこで、職員各位には、今一度、収入があって初めて、様々な事業が実施できることを再認識し、単年度の収入で単年度の支出を補うことを基本に、すべての事務事業の抜本的な見直しと収入の確保に、これまで同様、真摯な対応で取り組むことを強く求めます。

以上、平成20年度の予算編成作業は、集中財政再建期間の最終年度、総仕上げの年として、本市の財政再建を確実にするため、英知を結集し、あらゆる方策を駆使し編成することを指示します。

丸亀市長 新井 哲二

## 基 本 方 針

1 平成20年度予算編成については、持続可能な財政構造への転換に向けた集中財政再建期間（平成18年度から平成20年度）の最終年度＝総仕上げの年として、また、本市財政再建の見通しを確実にするため、集中改革プランの断行と単年度の歳入で歳出を補うことを基本に、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、あらゆる方策を駆使し編成することとする。

2 平成19年度の歳入状況は、市税など税制改正による増収はあるものの、所得譲与税などが廃止となり、普通地方交付税（臨時財政対策債含む）の減額分約3億5千万円が減収になると見込まれる。

歳入の確保により、はじめて全事業の実施が可能になることを職員一人ひとりが再認識し、市有財産の売却や新たな広告収入などの確保に努め、適正かつ的確に収入見込額を算定すること。

3 これまで以上に国・県の予算編成や制度改正について早期に情報を把握し、特に補助金制度の廃止削減など、制度の見直しが予定されている事業については事業の廃止・縮小により対処することとし、安易に市がその肩代わりをすることは厳に慎むこと。

4 経常的な経費（議員報酬、特別・一般職員給、中讃広域等負担金、指定管理料、公債費などを除く）について、平成20年度は、地方交付税などの歳入確保が更に厳しくなると見込まれることから、平成19年度予算額の所要一般財源額より、最低3億5千万円を削減することとして、各部、かい（以下「各部門」という）に対し枠配分（削減額を別途配布）する。

今回の経常的な経費については、各部門が中心となり、経費の一律削減でなく、集中改革プランの実施に加えて、平成18年度決算の状況や行政評価による費用対効果の検証結果、監査委員及び外部監査人の意見、丸亀市補助金等見直し基準に基づく補助金の見直しなどを踏まえ、前例踏襲によることなく、更なる徹底した事務事業の見直しによりコスト削減に取り組むこととする。

また、各部局での新たな取り組みによる歳入の確保額については、枠配分削減額から差引くものとする。

なお、議員報酬は議会事務局で別途加算するとともに、特別職給、中讃広域負担金などについては、財政課より各部門に対し別途計上額を提示する。

5 人件費については、定員適正化計画に基づく人員削減のなか、引き続き一般職給を包括予算編成の対象経費とし、一般職の職員数を枠配分するので、各部門は効果的かつ効率的な配置を検討し調整すること。なお、今後予定されている組織機構改革を受けた対応として、新組織機構決定後、新組織に係る人員配置枠を各部門に通知し、全庁的な作業に取り組み、その後、企画課、職員課、財政課で全体調整を実施し、各部門の予算科目ごとに一般職の予算計上額を提示することとする。

また、賃金についても極力抑制するものとするが、その取り扱いについては、組織機構改革と連動した取り組みとして予算編成の中で個別に調整することとする。

6 負担金、補助金及び交付金については、限られた財源を有効に活用し、補助金等が適正に執行されていることを基本に、「丸亀市補助金等見直し基準」（平成17年度策定）に基づき、すべての補助金、負担金をゼロから見直し適正化を図ること。

7 特に扶助費について、近年の増加が他の事業を圧迫していることに鑑み、対象者の正確な把握に努め、過大見積りのないよう算定すること。

8 投資的経費については、安全安心のまちづくりの基盤施設整備を優先事業として位置付け、効果的な配分に努めることとするが、事業財源の大部分が地方債の発行で賄うため、将来への過大負担にならないように、事業の必要性や特定財源の確保などについて精査し、可能な限り事業費の節減に努めること。

その他の投資的経費については、本市財政健全化計画（第3次改定）に示したとおり総額抑制に努め、緊急性、必要性を十分に検討し、既存公共施設の安全確保を第一に道路や学校教育施設などの市民サービスにかかる根幹施設の改修や補修に限定する。

9 特別会計については、独立採算の原則を踏まえ、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制することとする。なお、今後は財政状況により一般会計からの赤字補てんが困難になることを想定し、徹底した経費の削減に取り組み、事業の目的達成に努めること。

10 平成19年度から取り組んでいるゼロ予算事業や市民との協働事業については、職員一人ひとりの創意工夫により積極的に取り組むこと。

11 平成19年度からの指定事務事業（別途指定する事務事業で昨年の懸案事項を含む）については、経常経費の調整期間中に経営戦略会議を開催し、協議調整を行ったうえで計上すること。

以 上